

第125号議案

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）及び第5条中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改め、同条第1号ウ中「公営住宅法」の次に「（昭和26年法律第193号）」を加える。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。